

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」に関するコメント

2008 年 9 月 19 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

1. 会計方針の変更に対する原則的な取扱い（第 6 項）

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合、当該会計基準等において適用開始時に遡及適用を行わないこと等を定めた経過規定がある場合には、その経過規定に従うものとしている。一方で、例えば、平成 22 年度より強制適用される「資産除去債務に関する会計基準」などにおいては、適用による期首差額について「適用初年度の期首剰余金の調整項目とする方法は、本来的には過年度の財務諸表に対する新たな会計基準の遡及適用が前提となるものであり、本会計基準においてそのような処理を妥当とする事情は見出せない」ことから、「適用初年度の期首差額については当該年度の損益として一時に計上する方法によることとした」（同基準第 63 項）とある。現時点で本会計基準案が適用される時期は未定であるが、仮に平成 22 年度から適用（早期適用の場合を含む）となった場合には、「資産除去債務に関する会計基準」と同一年度に適用されることとなり、「資産除去債務に関する会計基準」において期首差額を当該年度の損益として一時に計上する根拠が薄弱となり、期首剰余金の調整項目とする処理が寧ろ適当と考えられる。

このように、既に公表されている新会計基準等で、その適用時期が本会計基準案と同タイミングとなるものについては、適用時の取扱いについてその見直しも含めた考え方を本会計基準案において再度整理すべきではないかと考える。

2. 未適用の会計基準等に関する注記（第 16 項(3)、第 61 項）

新たな会計基準の適用にあたっては、会社経営へのインパクトに対する諸対策の実施やそれに伴う実務処理上の問題の解決と監査法人との調整など、企業においてさまざまな検討を行う必要があることから、財務諸表作成者に一定の猶予期間を設けていると理解する。その一方で、本検討状況の整理では、実務的な配慮（見積りが困難な場合に、その旨及び定性的な注記の記載）がなされているものの、未適用の会計基準に関して、その影響に関する記述を開示することを求めている。これは、上述した適用までに猶予期間を設けるという趣旨に反しており、国際的な会計基準とのコンバージェンスという観点を重視しても、第 16 項(3)は不要ではないかと考える。

3. 個別財務諸表への適用（第 33-38 項）

過年度の財務諸表を遡及処理する目的は、会計基準の国際的なコンバージェンス項目の一つとして、財務諸表の比較可能性を向上させ、投資家の意思決定有用性を高めるためと理解する。このような目的に照らし合わせれば、個別財務諸表の主たる目的は、剰余金の分配可能額算定や税務上の所得計算の基礎であることから、過年度の個別財務諸表に関して遡及修正する必要性は低いと考える。したがって、例えば、連結財務諸表作成会社における個別財務諸表への適用については、コスト・ベネフィットの観点から任意とするなど、個別財務諸表の取扱いについては、現在の連結先行論等の議論を十分に踏まえた検討が行われるべきである。

以 上